

(訟ろ－15－B)

平成30年4月26日

高等裁判所民事首席書記官 殿
高等裁判所刑事首席書記官 殿
地方裁判所民事首席書記官 殿
地方裁判所刑事首席書記官 殿
家庭裁判所家事首席書記官 殿
家庭裁判所少年首席書記官 殿
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聡

録音反訳方式を利用する上での留意事項について

(事務連絡)

録音反訳方式を利用した供述録取事務（以下「録音反訳事務」という。）は、反訳原稿の作成を外部の録音反訳業者（以下「業者」という。）に委託して行っているところ、これらは全て業者との間で年度ごとに締結される録音反訳業務委託契約（以下「契約」という。）に基づいて行われています。そのため、録音反訳事務を担当する裁判所書記官又はこれを補助する裁判所事務官（以下「書記官等」という。）は、通達（平成10年3月20日付け総務局長通達「録音反訳方式に関する事務の運用について」）はもちろんのこと、契約内容も意識した上で、これらに沿った適正な事務を遂行する必要があります。

そこで、平成30年度の録音反訳事務を行う上で特に留意していただきたい事項等について別紙のとおり取りまとめましたので、実際に事務を行う書記官等に対し周知していただくようお願いいたします。

なお、今年度、業者との間で締結している契約書（職員が執務を行う上で必要と思われる部分を抜粋しており、特に留意してもらいたい部分については、強調表示しています。）を添付しますので参考にしてください。

おって、簡易裁判所には、所管の地方裁判所から連絡してください。

録音反訳方式を利用する上での留意事項

録音反訳方式は、業者との契約に基づき、業者に調書作成のための事務の一部を委託するものであることを常に意識する必要があります。

①逐語調書を作成することが相当であるか確認する

録音反訳方式は、逐語調書を作成するために用いるものであるため、前提として、逐語調書を作成する必要性等について、裁判官との間で認識を共通にしておく。

②適切な発注区分を選択する

発注区分としてB区分、C区分又はD区分を選択するにあたっては、調書の作成期限、裁判所と業者間の録音媒体等及び反訳初稿の運送に要する時間、書記官の校正に要する時間、調書作成までの間の裁判所の休日の入り方等を考慮し、裁判官との間で調書作成期限に関する認識を共通にした上で適切に行う。

③発注対象となる録音時間を正確に算定する

算定する時間の違いが反訳料金の違いに直接影響を及ぼすことになるから、正確な算定(尋問時間を秒単位で計測し、合計時間から1分未満は切り捨て)を行う。

④仕様書に記載のない様式・書式設定に係る事項や提出期限の短縮を業者に指示しない

対等な立場における公正な契約という観点から、項番号、書き出しの字下げの文字数や頁数の開始番号等、仕様書に記載のない様式や書式設定に係る事項を指示したり、A区分を利用する際に、仕様書上、10日以内とされているにもかかわらず、業者に5日以内に反訳初稿を裁判所に提出するように依頼する等、仕様書で定められた業者の作業時間や運送に要する時間を確保せず反訳初稿の提出期限を短縮するよう業者に依頼したりすることはしない。

⑤期限内に完成通知を行う

反訳原稿等の提出を受けた各庁は、修正を求める必要がなければ、契約で定められた期限内に反訳初稿又は修正稿の修正を要しない通知(いわゆる完成通知)をする必要があるため、書記官は、検査職員(訟廷管理官、庶務課長等、各庁で指定された者)に対し、同人が指定する期限までに、完成通知の可否について報告し、検査職員は、期限内に業者に対して完成通知を行う。

平成30年度録音反訳業務の契約書（抜粋）

（業務の名称，期間等）

第1条 業務の名称，期間，納期，契約単価，予定総額，予定時間，履行場所及び納入場所は，次のとおりとする。

- (1) 名 称 録音反訳業務
- (2) 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 納 期 仕様書のとおり
- (4) 契約単価 別表のとおり（添付省略）
- (5)ないし(7) 省略
- (8) 納入場所 業務実施庁が指定する場所

（契約保証金）

第2条 受注者は，契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容）

第3条 受注者は，仕様書に従い業務を遂行するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第4条 省略

（下請等の制限）

第5条 受注者は，業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，仕様書第7の1のとおり，受注者の事業所内における校正の対象となる反訳草稿の作成業務に限り，あらかじめ書面により発注者の承諾を得た第三者に委託し，又は請け負わせることができる。

（秘密の保持義務等）

第6条 受注者は，本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らし，又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。

（契約義務の履行）

第7条 本契約の履行に当たり，受注者は，使用人を適正に配置して指導監督を行い，発注者又は業務実施庁の発注の趣旨に従って誠実かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を処理しなければならない。

（校正）

第8条 発注者は，本業務の給付の完了を確認することを目的として，受注者に対する必要な検査を行うため，業務実施庁の指定する職員（以下「検査職員」という。）をして，本業務の検査を行わせることができる。

2 業務実施庁は，受注者から反訳初稿の提出を受けた場合には，速やかに校正を行い，その結果を，反訳初稿を受領した日の翌日から起算して7日（特定日を除く。その末日が休日に当たるときはその翌日以降の直近の開庁日）以内又は反訳初稿を受領した日から起算して10日（ただし，その末日が特定日及び休日に当たるときはその翌日以降の直近の開庁日）以内のいずれか早い日までに，受注者に通知する。

3 業務実施庁は，前項の校正の結果，反訳初稿の修正を要するときは，受注者に対し，修正を求めることができる。

4 受注者は，業務実施庁から前項による修正を求められた場合には，その修正を求められた日の翌日から起算して3日（特定日を除く。その末日が休日に当たるときは，その翌日以降の直近の開庁日）以内に，修正した上，修正稿及び修正後の反訳データ

を記録した外付け記録媒体を業務実施庁に提出しなければならない。修正稿等の提出に関しては、仕様書第3の3の定めを準用する。この場合において、「反訳対象記録媒体以外の記録媒体」とあるのは「外付け記録媒体」と読み替え、外付け記録媒体は受注者が用意するものとする。

5 業務実施庁が行う修正稿の校正に関しては、2項の定めを準用する。この場合において、「7日以内」とあるのは「5日以内」と読み替えるものとする。

6 業務実施庁は、相当と認めるときは、受注者と協議の上、前項の期間を短縮し、又は伸長することができる。

(校正の遅延)

第9条 検査職員が、前条第2項及び第5項に定める期間を超えて結果の通知をした場合には、第1条の(3)の納期は、その超えた日数相当分伸長されたものとみなす。

(業務の監督)

第10条 発注者は、受注者の本業務の適正な履行を確保することを目的として、受注者に対する必要な監督を行うため、業務実施庁の指定する職員（以下「監督職員」という。）をして、仕様書第5の1に定める業務管理者との間で、本業務に関する指示、承諾、協議その他必要な行為を行わせることができる。

(検査及び引渡し)

第11条 検査職員が、第8条第2項又は第5項により反訳初稿又は修正稿の修正を要しない旨を通知した場合には、検査に合格した旨の通知をしたものとし、反訳初稿又は修正稿は、反訳書として業務実施庁に引き渡されたものとする。

(代金の支払)

第12条 受注者は、前条の通知を受けた反訳書の請負代金について、当該月の1か月分を取りまとめた支払請求書を遅滞なく発注者に提出する。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅延による賠償)

第13条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、受注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により反訳書の引渡しを遅延した場合には、発注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては提出が遅延した反訳書の代金に相当する金額に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

【参考】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第8条1項 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勧告して決定する

率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（平成 29 年 3 月 3 日財務省告示第 53 号）
年 2. 7 パーセント

（検査の遅延）

第 14 条 検査職員が、その責めに帰すべき事由により第 8 条第 2 項又は第 5 項に定める期間内に校正結果を受注者に通知しなかった場合には、検査を遅延したものとして、その期間を経過した日から校正結果を通知した日までの日数（検査の遅延が複数あるときは、最大の日数とする。以下「遅延期間」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第 1 項及び第 3 項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第 15 条 本業務が完了する前に生じた損害は、発注者又は業務実施庁の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、本業務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

第 16 条～第 30 条 省略